

## 【事業計画】

### 事業計画の概要

弊社は、平成10年1月に設立して以来、廃棄物の再資源化を通じて、地球環境に優しい技術による環境への負荷の低減と環境破壊の予防に努めてまいりました。

主に廃棄物の廃プラスチック類及び紙くずから、RPF(固形燃料)の製造販売を行い再資源化の向上に努めております。

サーマルリサイクルである『RPF(固形燃料化)』への処理により、新たな化石燃料の使用を抑制し、温室効果ガス発生を抑制することによる地球規模の環境保護に貢献する事業を主事業に位置付けております。

### 【(特別管理)産業廃棄物収集運搬業】

#### 1 事業の全体計画

##### 1-1. (特別管理)産業廃棄物収集運搬業

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第13号廃棄物(以上、特別管理産業廃棄物を除く)、特管廃油、特管廃酸、特管廃アルカリ、特管汚泥、廃石綿等、感染性廃棄物、廃水銀等、(以上、特別管理産業廃棄物)燃え殻、鉱さい、ばいじん(特定有害産業廃棄物)を(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可取得地域の企業様等より責任をもってお預かりし、契約による処分業者様まで運搬しています。

排出事業者様からお預かりする産業廃棄物のリサイクル率の向上をめざし、さまざまな処理方法(リサイクル方法)にてご提案をさせて戴き処理委託契約を締結しています。

##### 1-2. 産業廃棄物処分業

自社の収集運搬及び排出事業者により収集運搬の委託を受けた業者が搬入した廃棄物を処理施設にて適正に中間処理を行う。

#### 2 処理計画量

##### 2-1-1. 産業廃棄物収集運搬

- 取扱予定数量：30,000 t/年
- 取扱品目：  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第13号廃棄物
- 搬入先 排出事業者(場)との処理委託契約の契約内容により搬入
- 積替保管施設：あり  
下記「積替保管施設ごとの面積、保管上限量等」に記載。

##### 2-1-2. 特別管理産業廃棄物収集運搬

- 取扱予定数量：2,000 t/年
- 取扱品目：  
特管廃油、特管廃酸、特管廃アルカリ、特管汚泥、廃石綿等、感染性廃棄物、廃水銀等、特定有害産業廃棄物
- 積替保管施設：なし

##### 2-1-3. 積替保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量

所在地①：京都府京都市伏見区横大路千両松町9番地1

面積：26㎡

保管上限：110㎡

品目：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第13号廃棄物  
※石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるもの並びに水銀含有ばいじん等を除く。

所在地②：京都府京都市伏見区横大路千両松町84番地1

面積：79㎡

保管上限：106㎡

品目：汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずがれき類  
※石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。  
※水銀含有ばいじん等を除く。

## 2-2. 産業廃棄物処分業

### 2-2-1. 施設の種類

① 破碎施設(四軸リターン式破碎機)

・ 取扱予定数量:1,600t/年)

・ 取扱品目

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

② 選別施設(磁選機、風力選別機、振動ふるい機)

・ 取扱予定数量:1,600t/年)

・ 取扱品目

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

③ 圧縮固化施設(固形燃料製造機)

・ 取扱予定数量:12,000t/年

・ 取扱品目

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、燃え殻、汚泥(有機性汚泥に限る)、動植物性残さ

④ 圧縮固化施設(固形燃料製造機)

・ 取扱予定数量:18,000t/年

・ 取扱品目

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、燃え殻、汚泥(有機性汚泥に限る)、動植物性残さ

⑤ 堆肥化施設(急速発酵機)

・ 取扱予定数量:10t/年

・ 取扱品目

汚泥(有機性汚泥に限る)、動植物性残さ

⑥ 破碎施設(一軸式破碎機)

・ 取扱予定数量:50,000t/年

・ 取扱品目

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、燃え殻、汚泥(有機性汚泥に限る)、動植物性残さ

⑦ 圧縮固化施設(固形燃料製造機)

・ 取扱予定数量:50,000t/年

・ 取扱品目

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、燃え殻、汚泥(有機性汚泥に限る)、動植物性残さ

### 3. 収集運搬の具体的な計画

#### 3-1. 産業廃棄物収集運搬業

3-1-1. 営業日：月曜日～土曜日（7:00～17:00）

休日：日曜日、祝祭日、夏季休暇、年末年始

#### 3-1-2. 運搬計画

- ① 適正な処理のため、法に基づく処理基準を順守する。
- ② 産業廃棄物収集運搬車輛には、「産業廃棄物収集運搬車」「日本ウエスト株式会社」「許可番号(054519)」を規定の大きさと明記表示すると共に、許可証等の写しを備える。
- ③ 排出事業者（場）との処理委託契約を締結し、契約内容に従って収集運搬をおこなう。
- ④ 回収時、排出事業者より manifests の交付を受け、記載事項の確認を行った後、運搬の受託欄への署名をその場で行いA票を返却する。
- ⑤ 契約処分場に運搬したら運搬終了の署名を行い、C1票、C2票、D票及びE票を処分業者に渡し、B2票を排出事業者に戻付する。
- ⑥ その後、処分業者からC2票が回付され、処分が終了したことを確認する。

#### 3-1-3. 車両ごとの用途

- ① トラクタダンプセミトレーラ：紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くずを種類別に各処分場へ運搬する。
- ② ウイング車：紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くずを種類別に各処分場へ運搬する。
- ③ 脱着装置付コンテナ専用車：燃え殻、汚泥、動植物性残さ、鉱さい、ばいじん、政令第13号廃棄物は、それぞれ別々に専用の密閉容器に入れられた状態で運搬する。  
廃油、廃酸、廃アルカリは、それぞれ別々に専用のポリ容器に入れられた状態で運搬する。  
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は、種類ごとに各処分場へ運搬する。  
特別管理産業廃棄物・石綿含有産業廃棄物・特定有害産業廃棄物は、混載することなく個々に積み込み固定し、契約書に定められた処理場へ運搬する。
- ④ 塵芥車：紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くずを種類別に各処分場へ運搬する。
- ⑤ 2t箱車：感染性廃棄物、燃え殻、汚泥、動植物性残さ、鉱さい、ばいじん、政令第13号廃棄物は、それぞれ別々に専用の密閉容器に入れられた状態で運搬する。  
廃油、廃酸、廃アルカリは、それぞれ別々に専用のポリ容器に入れられた状態で運搬する。  
特別管理産業廃棄物・石綿含有産業廃棄物は、混載することなく個々に積み込み固定し、契約書に定められた処理場へ運搬する。

#### 3-2. 産業廃棄物処分業

##### 3-2-1. 取扱品目

燃え殻、汚泥（有機性汚泥に限る）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるもの並びに水銀含有ばいじん等を除く。）

##### 3-2-2. 予定排出事業者

ゼネコン、印刷工場、食品工場、倉庫業者、繊維工場

##### 3-2-3. 予定排出事業者の所在地

京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、三重県、和歌山県、兵庫県、岐阜県、愛知県、福井県、石川県、岡山県、香川県、徳島県、愛媛県

##### 3-2-4. 品目ごとの処理方法

- ① 燃え殻  
排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎又は圧縮固化処分を行う。圧縮固化された処理後<sup>1</sup>RPF(固形燃料)としてボイラー燃料等として売却<sup>2</sup>する。また、圧縮固化できない産業廃棄物は、最終処分施設(他社)に搬入する。
- ② 汚泥(有機性汚泥に限る)  
排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎又は圧縮固化処分を行う。圧縮固化された処理後<sup>1</sup>RPF(固形燃料)としてボイラー燃料等として売却<sup>2</sup>する。また、圧縮固化できない産業廃棄物は、最終処分施設(他社)に搬入する。
- ③ 廃プラスチック類  
排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎又は圧縮固化処分を行う。圧縮固化された処理後<sup>1</sup>RPF(固形燃料)としてボイラー燃料等として売却<sup>2</sup>する。また、圧縮固化できない産業廃棄物は、最終処分施設(他社)に搬入する。
- ④ 紙くず  
排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎又は圧縮固化処分を行う。圧縮固化された処理後<sup>1</sup>

RPF(固形燃料)としてボイラー燃料等として売却」する。また、圧縮固化できない産業廃棄物は、最終処分施設(他社)に搬入する。

⑤ 木くず

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎又は圧縮固化処分を行う。圧縮固化された処理後RPF(固形燃料)としてボイラー燃料等として売却」する。また、圧縮固化できない産業廃棄物は、最終処分施設(他社)に搬入する。

⑥ 繊維くず

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎又は圧縮固化処分を行う。圧縮固化された処理後RPF(固形燃料)としてボイラー燃料等として売却」する。また、圧縮固化できない産業廃棄物は、最終処分施設(他社)に搬入する。

⑦ 動植物性残さ

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎又は圧縮固化処分を行う。圧縮固化された処理後RPF(固形燃料)としてボイラー燃料等として売却」する。また、圧縮固化できない産業廃棄物は、最終処分施設(他社)に搬入する。

⑧ ゴムくず

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎又は圧縮固化処分を行う。圧縮固化された処理後RPF(固形燃料)としてボイラー燃料等として売却」する。また、圧縮固化できない産業廃棄物は、最終処分施設(他社)に搬入する。

⑨ 金属くず

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎・選別処分を行い、鉄鋼原料として再資源化業者に売却又は最終処分業者(他社)に搬入する。

⑩ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

排出事業者より排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎・選別処分を行い、ガラス瓶に関してはカレット原料として再資源化業者に売却し、その他は最終処分業者(他社)に搬入する。

⑪ がれき類

排出事業者により排出された産業廃棄物は、自社処分施設にて、破碎・選別処分を行い、最終処分業者(他社)に搬入

#### 4. 環境保全措置の概要

##### 4-1. 収集運搬業

###### 4-1-1. 収集運搬に際し講ずる措置

- ・ 全車両にGPS機器を備え運行ルートや運行状況を把握する。
- ・ 環境保全のため、産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、産業廃棄物が飛散流出、並びに悪臭がもれる恐れのない運搬車両を使用し、運搬時にはビニールシートなどで覆い、悪臭や廃棄物の飛散流出がないよう注意する。
- ・ 分別収集を心掛けると共に、収集運搬は安全運転を心掛け迅速に行う。
- ・ 車両は清潔な状態であるよう努め、収集運搬の際の非常時に備えて従業員の緊急事態対応教育訓練も行う。
- ・ 石綿含有産業廃棄物については、原型のまま手作業で運搬車両に積込み、飛散流出しないよう荷台をビニールシートで覆うとともに他の廃棄物と混合しないよう区別して直接管理型埋立最終処分場へ運搬する。
- ・ 特別管理産業廃棄物に関しては、他の物との混載を避け、運搬中に移動や転倒の事故がないようにしっかりと固定するなど十分に注意し、扉をしっかり締め、又は、シートで被い飛散や流出の事故を防止する。

###### 4-1-2. 積替え保管施設において講ずる措置

- ・ 保管する産業廃棄物の荷重に耐えうるよう耐力構造とし、床面は不透水性のコンクリートで覆うなど構造上安全なピット(囲い)を屋内に設け保管する。
- ・ 保管場所には、ねずみや蚊、ハエその他の害虫が発生しないように管理する。

##### 4-2. 処分業

- ・ 全ての中間処理施設は、建屋内に設置されており、床面はコンクリート舗装とし機械の設置場所は機械基礎を施し騒音、飛散対策をとっている。